

STOP! 野焼き

ごみは適正に処理してください

ごみの野外焼却いわゆる“野焼き”は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

野焼き行為を行った場合は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金が科せられることがあります。



近隣の方から

- ・煙やにおいて窓が開けられない
- ・洗濯物ににおいや灰がつく
- ・煙が目や鼻に染みて喉も痛い
- ・飛び火して火事にならないか心配

などの苦情が数多く寄せられています。

Q&A

Q 庭で剪定した枝木や刈草を燃やしてもよいのですか？



A 近隣の皆様の生活環境に悪い影響があるのでやめましょう。直接本人には苦情が言いつらく、我慢している方や市役所に相談される方が多くいらっしゃいます。

※船橋市では家庭から出る枝木や刈草を可燃ごみとして回収していますのでゴミ収集ステーションへお出しください（枝木は直径10cm以内、長さ50cm以内）。

農薬散布の前に確認！ 住宅地などでの農薬の使用について

自宅の庭木や生け垣、市民農園、駐車場等で使用する殺虫剤や除草剤等で、ご近所に迷惑をかけていませんか？

農薬に敏感な方もいることから、できるだけ使用しない管理を心掛けましょう。やむを得ず散布する場合も、周辺住民、特に子ども等への健康被害が生じないように、最大限の配慮をしましょう。

※「農薬」とは、ガーデニングや家庭菜園用の殺虫剤等も含まれます。

農薬を使用する前に ～できるだけ農薬を使用しない管理をするために～

日頃から観察や見回りを行い、病害虫の早期発見、捕殺等に努めましょう。

病害虫の発生や被害を確認せずに予防的散布や定期的な散布はやめましょう。

病害虫に強い作物・樹木の選定、適切な土づくりや施肥、剪定や防虫網の物理的な防除などを活用し、農薬の使用回数及び量の削減に努めましょう。

農薬を使用する場合に注意すること

ラベルに記載された内容を厳守して使用しましょう。

塗布や樹幹注入など、飛散の少ない農薬を選び、最小限の使用に留めましょう。

散布は、無風か風が弱いときに行い、ノズルの向き等にも注意しましょう。

事前に農薬の散布を十分に知らせましょう。特に、近隣に学校や通学路がある場合は、子どもに影響が出ないように配慮しましょう。

散布区域に人が立ち入らないような措置を講じましょう。



水を 守る

美味しく環境改善 ～豊かな水辺作りのために～

船橋の海

船橋の南に広がる東京湾は古くから漁場に恵まれ、江戸時代には徳川将軍家へ魚や貝を献上するほどでした。

埋め立てや水質の悪化で漁獲量が減ったものの、現在も船橋の漁業は盛んに営まれており、海苔やアサリ、スズキ等は市場で人気があります。



▲スズキの漁獲量は日本一!! (平成25年度)

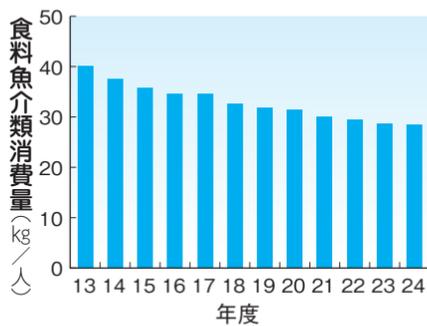
また、干潟である三番瀬は、多様な生物を育み、都心から近い潮干狩り場として人気があります。船橋の海は未来の子供たちに残すべき貴重な財産の一つです。



▲特産品として漁獲量が増加しているホンビノスガイ

最近魚を食べていますか？

農水省の食料需給表によると、平成24年度の日本人の食料魚介類消費量は最大時の平成13年度の40kg/人・年に比べ約3割減の28kg/人・年でした。さらに平成18年度以降は魚介類の摂取量よりも肉類の摂取量が増え、その差は年々拡大しています。



▲日本人一人あたりの食料魚介類消費量の推移 (農林水産省 食料需給表より作成)

栄養の循環

家庭で出た排水の多くは、一度、下水処理場や浄化槽で処理された後、東京湾に流れ込みます。生活排水には窒素やリンが多く含まれており、これらは水中に存在するプランクトンや海苔の栄養となります。プランクトンは魚の餌になることから、我々が海苔や魚介類を食べることで、生活排水で海に流れた栄養を回収することになります。

この栄養の循環がうまく回ることで、東京湾の生態系のバランスは保たれます。

一方、過剰な窒素やリンといった栄養が海に流れた場合、プランクトンの異常増殖による赤潮といった異常水質を招くことがあります。

将来も美味しい魚を食べるためにも、下のような取組を積極的に行い良好な水環境づくりに努めましょう！

油は使い切り、食器や鍋の汚れは拭いてから洗いましょう。

河川等に汚れを流さないために、側溝清掃に積極的に取り組みましょう。

米のとぎ汁は植木にまくなどして、できるだけ流さないようにしましょう。

洗車はバケツを利用し、洗剤の使い過ぎに注意しましょう。



情報広場

①講師募集

毎年、夏休みに実施しているイベント「セミのぬげがら調査」では参加者と一緒にぬげがらを採集し、セミの見分け方を指導する講師を募集しています。興味のある方は環境保全課 (Tel 047-436-2450) にご連絡ください。※打ち合わせや下見にも参加して頂きます。

②環境白書を発行しています

市では、本市の環境の現況および環境保全の施策の実施状況等を報告するため、環境白書「船橋市の環境」を毎年発行しています。市役所4階環境保全課や図書館で閲覧できるほかインターネットでも公開していますので、是非ご覧ください。

